

令和7年10月15日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長  
加納 康至  
(公印省略)

### 道路交通法に基づく医師からの任意届出制度について

平素より本会の諸活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成26年6月に施行された道路交通法の一部改正により、医師は、その診察を受けた方が一定の病気等（統合失調症、てんかん、認知症等）に該当すると認められ、かつ運転免許を有していることを知った場合には、当該診察結果を公安委員会に届け出ることができることとされています。

**本制度は「任意届出制度」であり、医師に届出義務を課すものではありません。**しかしながら、一定の病気等に起因する不幸な交通事故を未然に防ぎ、道路交通の安全を確保するためとして、大阪府警察本部交通部より医師の協力が求められております。

これまでも本制度を活用した届出に基づき、公安委員会が免許取消等の行政処分を行い、交通事故防止に資する事例を確認しています。制度の適切な運用に対し、ご理解とご協力をあらためてお願い申し上げます。

また、平成26年9月に日本医師会が発刊した「道路交通法に基づく一定の症状を呈する病気等にある者を診断した医師から公安委員会への任意の届出ガイドライン」([https://www.med.or.jp/dl-med/people/info/doctor\\_info/20170509guidelines.pdf](https://www.med.or.jp/dl-med/people/info/doctor_info/20170509guidelines.pdf) または下記の二次元コードをご参照ください)の運用から11年が経過いたします。これを踏まえ、改めて制度の趣旨と運用について周知を図るため、参考として当該ガイドラインを添付いたしますので、ご確認ください。

なお、届出を行った医師が刑法、守秘義務に関する法律の規程に抵触することはありませんが、**届出を契機として民事上のトラブルが生じる可能性は残されております。**その点につきましては、ご留意いただく必要がございます。

大阪府医師会といたしましては、大阪府警察とも連携を図りつつ、今後も交通事故防止のための取り組みを進めてまいります。貴会におかれましても、本制度の趣旨をご理解いただき、会員への周知とともに、引き続きのご協力を賜りますようお願い申し上げます。



担 当 大阪府医師会総務課  
電話 06-6763-7000/FAX06-6764-0267  
E-MAIL soumu@po.osaka.med.or.jp